

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会  
第7回輸送・交通専門委員会

次 第

日時：令和6年2月1日(木) 10:00～11:30

場所：滋賀県大津合同庁舎 7-D 会議室

開 会

1. あいさつ

2. 報告事項

(1) 燃ゆる感動かごしま国体・大会 視察報告について（資料1）

(2) わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 第1次輸送実施計画（案）  
について（資料2～4）

3. その他

・今後のスケジュールについて

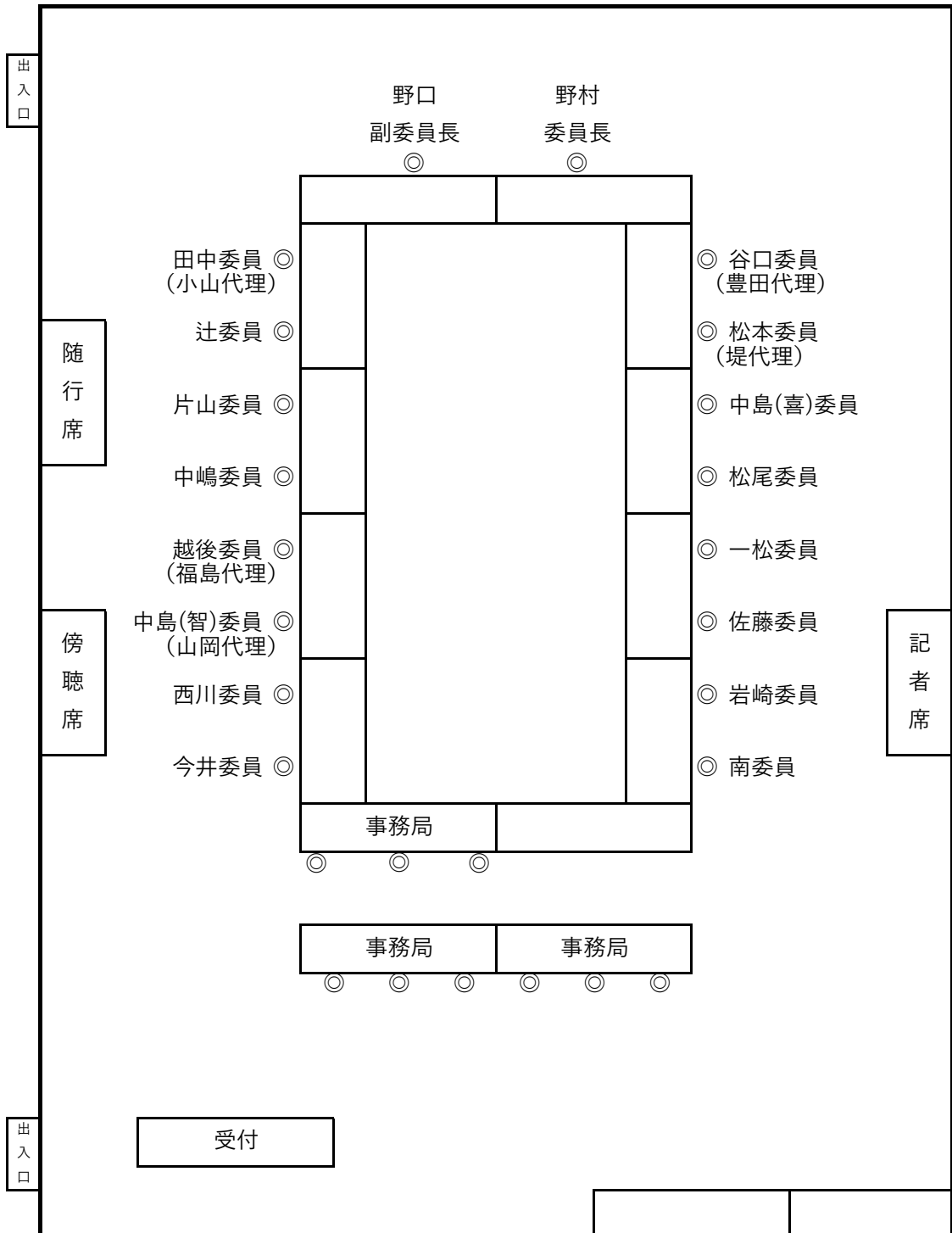
閉 会

# 第7回輸送・交通専門委員会 席次表

日時：令和6年(2024年)2月1日(木)

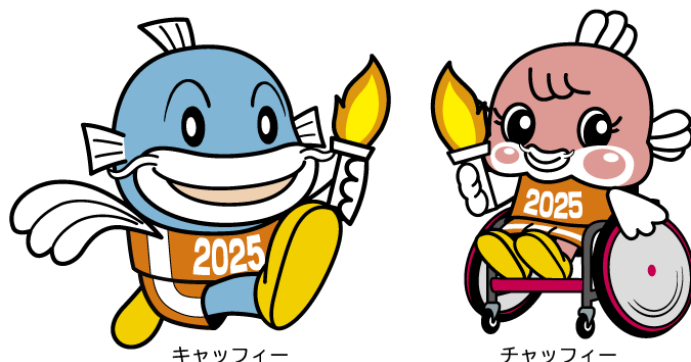
10時00分～11時30分

場所：大津合同庁舎7階 7-D 会議室



# わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会 第7回輸送・交通専門委員会

会議資料



湖国の感動 未来へつなぐ

## わたSHIGA輝く 国スポ・障スポ 2025

第79回国民スポーツ大会

2025年 9月28日(日)～10月 8日(水)

第24回全国障害者スポーツ大会

2025年10月25日(土)～10月27日(月)

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会  
 輸送・交通専門委員会 委員名簿

(順不同 敬称略)

	機関	委員役職	委員氏名	備考
運輸・交通	一般社団法人滋賀県バス協会	専務理事	野村 義明	委員長
	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 京滋支社	副支社長	野口 明	副委員長
	東海旅客鉄道株式会社 東海鉄道事業本部	管理部企画課課長	谷口 正明	代理：担当課長 豊田 智隆
	近江鉄道株式会社	取締役執行役員 鉄道部長	松本 康一郎	代理：鉄道部部长 堤 喜雄
	京阪電気鉄道株式会社 大津営業部	係長	中島 喜久夫	
	一般社団法人滋賀県タクシー協会	専務理事	松尾 武文	
	一般社団法人滋賀県レンタカー協会	事務局長	一松 郁夫	
	西日本高速道路株式会社 関西支社 滋賀高速道路事務所	統括課長	佐藤 貴志	
	中日本高速道路株式会社 名古屋支社 彦根保全・サービスセンター	工務担当課長	岩崎 真二郎	
国	国土交通省近畿地方整備局 滋賀国道事務所	副所長	南 良和	
	国土交通省近畿運輸局 滋賀運輸支局	首席運輸企画専門官	田中 郁代	
市町	彦根市 スポーツ部 国スポ・障スポ競 技課	課長	辻 保徳	
選手派遣	公益財団法人滋賀県スポーツ協会	事務局長	片山 彰一	
	一般社団法人滋賀県障害者スポーツ協会	事務局長	中嶋 義基	
県	滋賀県 土木交通部 交通戦略課	管理監	越後 敏夫	代理：参事 福島 森
	滋賀県 土木交通部 道路整備課	課長	中島 智史	代理：課長補佐 山岡 勇
	滋賀県 土木交通部 道路保全課	課長	西川 忠	
	滋賀県警察本部 交通部 交通規制課	課長	今井 和幸	

# 目 次

## < 報告事項 >

- 【資料1】 燃ゆる感動かごしま国体・大会 視察報告について . . . P 3
- 【資料2】 わた SHIGA 輝く国スポ第1次輸送実施計画（案）概要版 . . . P 17
- 【資料3】 わた SHIGA 輝く障スポ第1次輸送実施計画（案）概要版 . . . P 71
- 【資料4】 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 第1次輸送実施計画（案）を踏まえた課題 . . . P 117

## < その他 >

- 今後のスケジュール . . . P 126

## < 参考資料 >

- 【参考1】 会議公開方針 . . . P 128
- 【参考2】 滋賀県情報公開条例（抜粋） . . . P 130
- 【参考3】 専門委員会設置規定 . . . P 132



## 報告事項





# 2023燃ゆる感動 かごしま国体・かごしま大会

～特別国民体育大会～      ～特別全国障害者スポーツ大会～

## 視察報告

[国体] 令和5年10月7日(土)～10月17日(火)  
[大会] 令和5年10月28日(土)～10月30日(月)



### 1. 開・閉会式の会場

#### 白波スタジアム（鹿児島県立鴨池陸上競技場）

白波スタジアム

（薩摩酒造株式が命名権を取得）

収容人員：19,934人

メインスタンド 7,592人

バックスタンド 5,342人

芝スタンド 7,000人

建物面積：15,793㎡

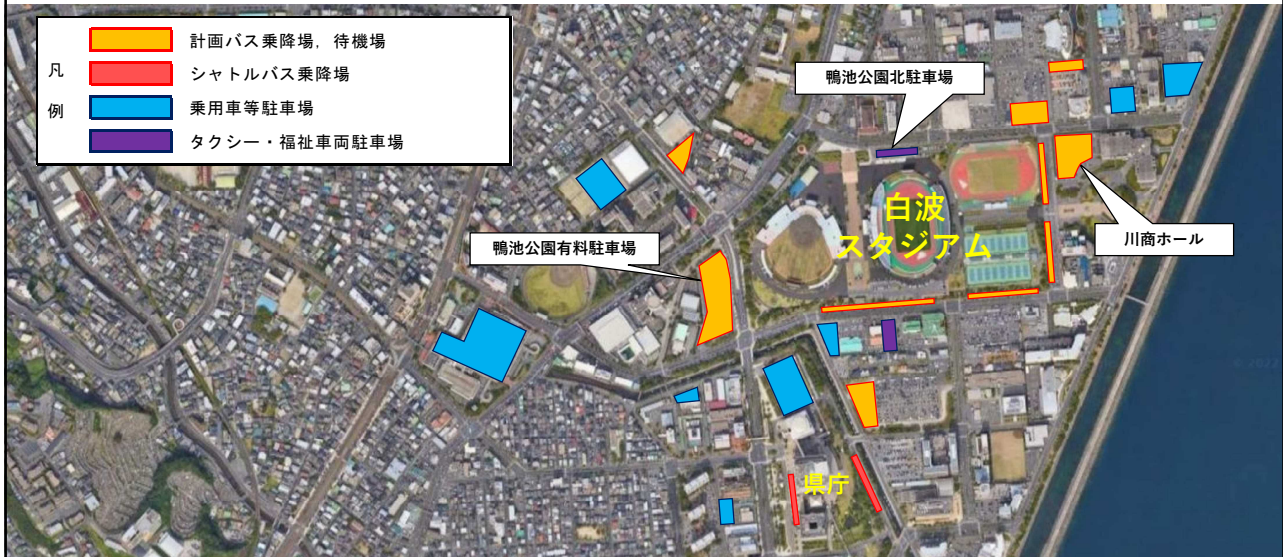
トラック：400m × 8レーン



## 2. 白波スタジアム周辺の駐車場



### 駐車場利用計画(白波スタジアム広域)



## 3. 開・閉会式会場へのアクセス (シャトルバス)

### 駅シャトルバスの運用

		バス数 (乗降所数)	輸送 対象者数	ピーク時運行本数	
				(参集時)	(離散時)
国体	開会式	4台	約4,000人	32本/h	48本/h
	閉会式	4台	約2,600人	24本/h	24本/h
大会	開会式	4台	約3,500人	48本/h	40本/h
	閉会式	4台	約3,000人	34本/h	48本/h



# 国体

## 1. 総合開・閉会式のスケジュールと参加人数



燃ゆる感動かごしま国体  
令和5年10月7日（土）～10月17日（火）

総合開会式 10月7日（土）

10:30 開場  
12:30 オープニングプログラム開始  
15:23 開式通告  
16:18 閉式通告  
16:59 エンディングプログラム終了

総合閉会式 10月17日（火）

12:15 開場  
13:00 オープニングプログラム開始  
14:00 開式通告  
14:51 閉式通告  
15:07 終了

- ・選手団は各競技のスケジュールに合わせて各自で来・離県
- ・式典輸送は県が担当  
競技会輸送は各競技開催市町が担当

### 参加者数

	茨城(R1)	栃木(R4)	鹿児島(R5) ※速報値
総合開会式	26,158人	17,862人	19,894人
総合閉会式	13,302人	11,230人	12,147人
競技会	731,728人	328,983人	578,268人
合計	771,188人	358,075人	610,309人

## 2. 国体におけるバス・タクシー利用実績

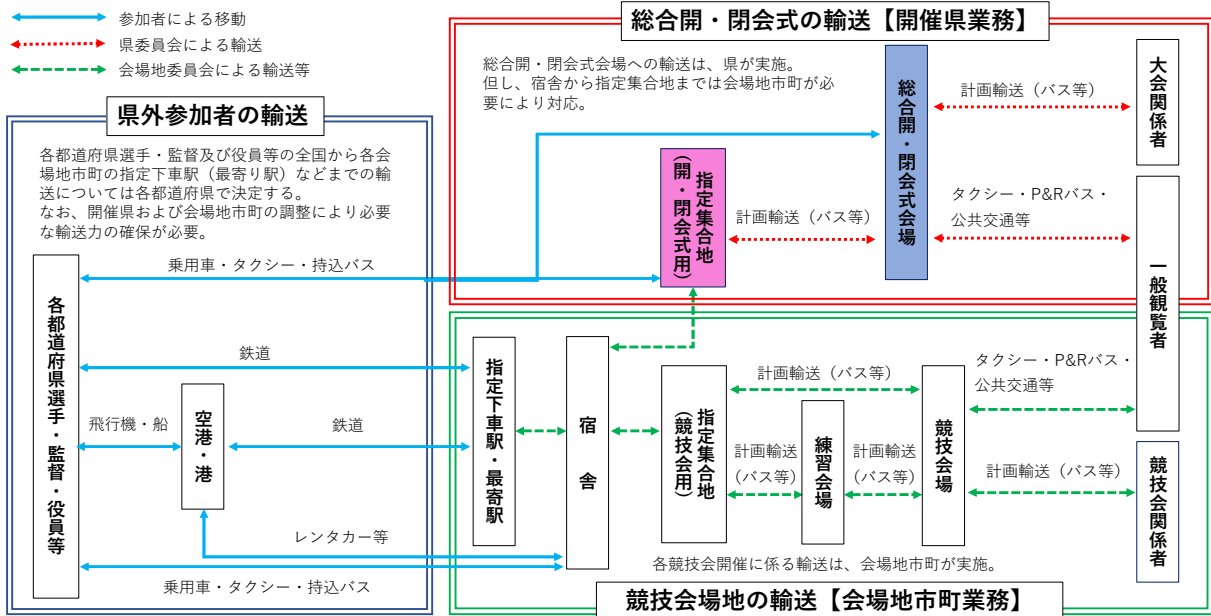
かごしま国体 バス等使用実績（実績値）

単位：台

		9/15～24	10/7	10/3～17	10/17	合計
		会期前競技	開会式	本会期競技	閉会式	
バス	県内	779	152	2,814	126	3,871
	県外	3	177	842	22	1,044
	計	782	329	3,656	148	4,915
うちリフト付バス				4		4
うち低床バス			6	20		26
※競技会 1日平均		78		244		
タクシー（式典）		-	194	-	97	291

※タクシーは協力依頼という形を取り、国体・大会の各開・閉会式で60台前後（実台数）が参集

## 3. 式典会場（国スポ輸送・交通業務体系イメージ図）



## 4-1. 計画バス乗降場（駐車場）の状況

### ①計画バス乗降場（選手団用）



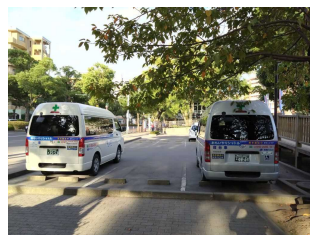
選手団の計画バスは会場直近の駐車場や会場前での路上乗降が割り当てられていた。式典出演者やボランティアスタッフなども選手団の時間と重ならないよう調整され、同じ乗降場を使用。

## 4-2. タクシー乗降場（駐車場）の状況

### ②タクシー乗降場（タクシー・福祉タクシー）



タクシー乗降場

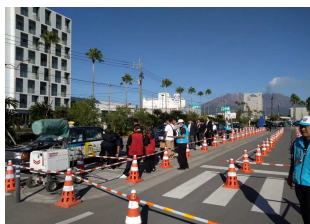


観覧客用福祉タクシー乗降場  
(鹿児島中央駅側)

障スポ時



福祉・UDタクシー乗降場



タクシーの乗車状況



観覧客用福祉タクシー乗降場  
(主会場側)



福祉タクシー乗降場

## 5-1. 交通規制

### 会場周辺の交通規制計画

- ・開閉会式に伴う交通規制は鹿児島県が計画を策定
- ・白波スタジアムやその周辺で行われる国体競技に伴う交通規制は鹿児島市が策定



区間等	規制内容	10/7 総合開会式	10/17 総合開会式	10/28 開会式	10/30 閉会式
赤線	駐停車禁止	前日17:00~05:00	前日17:00~05:00	前日17:00~05:00	前日17:00~05:00
青線	車両通行止め	05:00~19:00	05:00~19:00	05:00~16:00	05:00~20:00
青線	駐停車禁止	05:00~19:00	05:00~19:00	05:00~16:00	05:00~20:00
④ ほか	指定方向外通行禁止				
①	10/5 00:00~10/17 19:00の車両通行止め+大会(降スポ)開閉会式規制				
②	両大会開閉会式規制+10/7 19:00~10/16 17:00の駐停車禁止 ※白波スタジアム側の片側のみ				
③	両大会開閉会式規制+10/28 16:00~10/29 17:00の駐停車禁止 ※白波スタジアム側の片側のみ				

**車両通行止め**  
関係車両や送迎用のタクシー等を除いて通行不可

**駐停車禁止**  
関係車両を除いて駐停車不可  
※人の乗降のための停車も不可  
タクシーは鴨池公園北駐車場などの指定されたタクシー乗降場で乗降



## 5-2. 交通規制に伴う路線バスの調整

### 交通規制に伴う路線バスの停留所等変更

= 路線バスルート変更日時 =

国体総合開会式	10月7日 土	市営バス 05:00~19:00	鹿児島交通 終日
国体総合開会式	10月17日 火	市営バス 05:00~19:00	鹿児島交通 終日
大会開会式	10月28日 土	市営バス 05:00~16:00	鹿児島交通 終日
大会閉会式	10月30日 月	市営バス 05:00~20:00	鹿児島交通 終日

**対象路線**

鹿児島市交通局(市営バス)	鹿児島交通
16 鴨池・文化ホール線 (水鏡館前のみ)	6-3 鏡眼寺・与次郎線
27 県庁・与次郎線(平日運行)(中央駅行のみ)	32-1 鴨池港・鹿児島駅

**バスルート変更日時に次のバス停はご利用いただけません。恐れ入りますが、最寄りのバス停をご利用ください。**

② 市民文化ホール前	③ KKB前(陸上競技場前)	④ 野球場前	⑤ 鴨池運動公園前
⑥ 与次郎二丁目	⑦ KKB前	⑧ 与次郎海岸通り	⑨ 水産学部前

**規制区間**

- ①~⑥ 通用停止バス停
- A~D 最寄りバス停

- 白波スタジアム周辺では車両通行止め規制に伴い下記定期路線バスの調整を実施
  - ・バス停留所の移設
  - ・ルート変更
- 駅シャトルバスが発着する観光交流センター前でもバス停留所を移設

国体リハースル	9月30日 日	大会リハースル	10月21日 土
国体総合開会式	10月7日 土	大会開会式	10月28日 土
国体総合開会式	10月17日 火	大会閉会式	10月30日 月

駅シャトルバスが発着するためナポリ通りの観光地巡回バス停留所を移設します。

① 維新ふるさと館 (観光交流センター前)      A 高麗橋

### 5-3. 交通対策（看板など）



駐停車禁止



通行止め・駐停車禁止



通行止め



路上乗降の予告



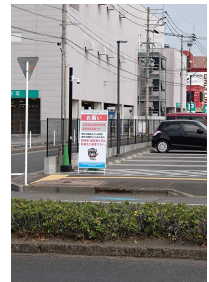
通行禁止予告



通行自粛要請



駐車場利用不可の予告



無断駐車対策

### 6-1. 皇室・ブルーインパルスに伴う参集者



天皇陛下御着前（出入口）



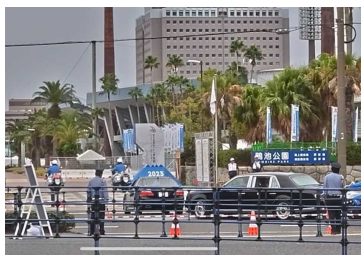
奉迎状況（御着前）



奉迎状況（御着前）



奉迎状況（御発前）



お召し車（御着時）



御発後の離散状況

## 6-2. 皇室（天皇皇后両陛下）の奉迎者

### 動画



### かごしま国体の総括



- ①鹿児島では、会場に隣接した大規模駐車場の確保および路上乗降を実施され、円滑に運行されていた。本県においては、駐車場が少ないため、路上乗降も含めた工夫が必要。
- ②鹿児島では、沖縄を除く九州一円からバスを確保。本県でも、県内外から、非常に多くのバスを確保する必要がある。
- ③鹿児島と同様に本県でも、会場に向かう選手・関係者らの動線を円滑にするため、交通規制等による渋滞対策が不可欠
- ④鹿児島では、歩道が皇室の奉迎者やブルーインパルスの観覧者で混雑。本県は、鹿児島の会場周辺よりも歩道も狭いため、対策の検討が必要。



# 大会 (障スポ)

## 1. 開・閉会式のスケジュールと参加人数



燃ゆる感動かごしま大会  
令和5年10月28日(土)～10月30日(月)

開会式 10月28日(土)

7:30 開場  
8:50 オープニングプログラム開始  
10:00 開式通告  
11:17 閉式通告  
11:38 エンディングプログラム終了

閉会式 10月30日(月)

14:00 開場  
15:00 オープニングプログラム開始  
15:40 開式通告  
16:04 閉式通告  
17:01 エンディングプログラム終了

10月26日(木) 選手団来県日  
10月27日(金) 公式練習日・一部選手来県日  
10月28日(土) 開会式・競技1日目  
10月29日(月) 競技2日目  
10月30日(月) 競技3日目・閉会式  
10月31日(火) 選手団離県日

### 参加者数

	福井(H30)	栃木(R4)	鹿児島(R5)
開会式	23,908人	13,818人	15,524人
閉会式	18,270人	14,297人	15,728人
競技会	57,435人	29,988人	53,310人
合計	99,613人	58,103人	84,562人

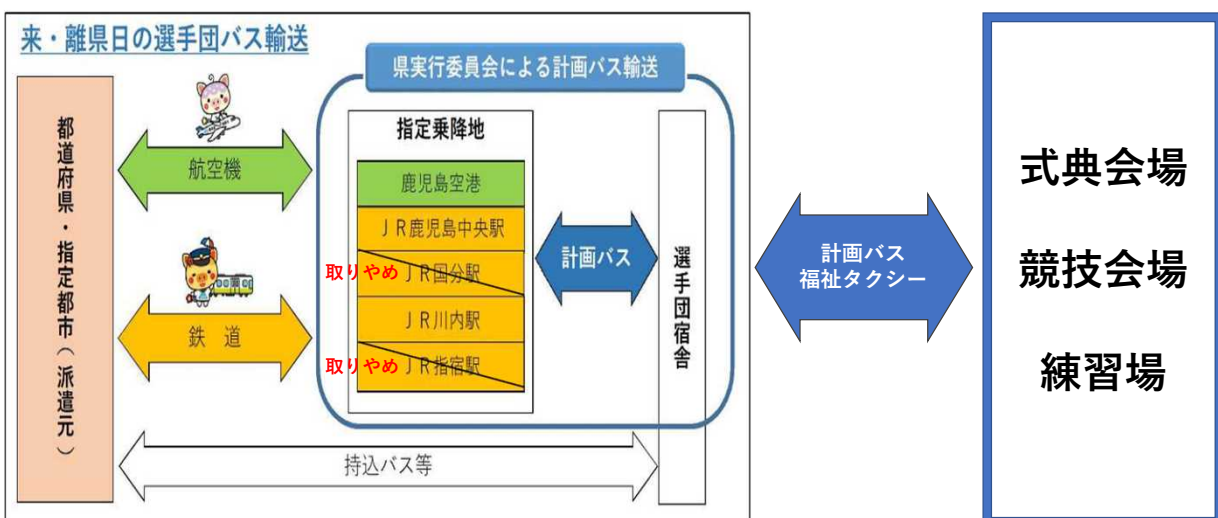
## 2. 大会（障スポ）におけるバス・福祉タクシー利用実績

かごしま大会 バス等使用実績（速報値）

単位：台

	10/26				10/27				10/28			10/29	10/30				10/31				合計	
	来県日				公式練習日				開会式／競技			競技	競技／閉会式				離県日					
	空港	中央駅	その他	小計	空港	中央駅	公式練習等	小計	式典	競技	小計	競技	式典	競技	離県	小計	空港	中央駅	その他	小計		
バス	県内	102	66	33	201	19	19	224	262	136	160	296	232	245	27	10	282	97	67	19	183	1,456
	県外			0	0			0	0	237	19	256	142	196	18	6	220			0	0	618
	小計	102	66	33	201	19	19	224	262	373	179	552	374	441	45	16	502	97	67	19	183	2,074
うちリフト付バス	2	4	4	10	1		9	10	2	8	10	10	14	1	0	15	1	16	6	23	78	
うち低床バス				0				0	5		5	4				0				0	9	
福祉タクシー	20	13	10	43	2	4	59	65	34	35	69	61	80	0	0	80	24	16	1	41	359	
トラック	1	1	4	6	0	0	10	10	0	15	15	16	0	11	2	13	2	1	2	5	65	
計画タクシー	1	2	0	3	0	0	17	17	4	0	4	4	4	0	0	4	2	1	0	3	35	
タクシー（式典）				0				0	178		178		157			157				0	335	

## 3. 障スポ輸送・交通業務体系イメージ図



## 4-1. 障スポ選手団の来離県状況（駅構内）



新幹線の乗降  
(駅職員によるスロープ設置)



JR職員によるお出迎えの様子



改札内通路での待機（車いすとの時間調整）



一部改札を国体専用レーンに設定



改札前の混雑状況



選手団が揃ってバスに向かう様子

## 4-2. 車いす利用者のエレベーターによる移動

動画

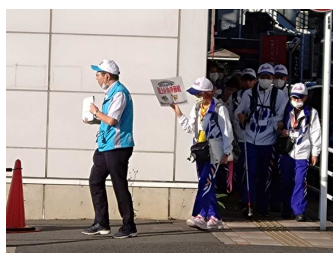


### 4-3. 駅構内における障スポ選手団の待機状況

動画



### 5-1. 障スポ選手団の来離県状況（駅構外）



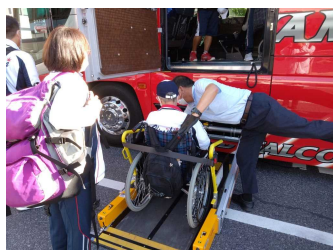
県職員が選手団をバスに案内する様子



計画バス乗降場



車いすの選手が自力で乗車する様子



リフト付きバスの乗車の様子



路上乗降となる場合も



路上での降車状況

## 5-2. 車いす選手の計画バス降車の様子

動画



## 5-3. 車いす選手の福祉タクシー乗車の様子

動画



## 6. 競技会輸送（閉会后）

### 動画



## かごしま大会（障スポ）の総括



- ①障スポの選手団は団体移動が基本であり、特に来・離県日は新幹線駅などの混雑が顕著。本県においても、輸送事業者としっかりと連携を取ることが必要。
- ②バスに加えて福祉タクシーの利用も多く、鹿児島県では一般利用者の福祉タクシーが不足した例もあったため、本県では、県内外からバランス良く調達する必要がある。
- ③競技や式典終了後の移動において、鹿児島県では暗く寒い中で待ち時間が発生していたため、本県では、あらかじめ移動する順番を決めておくなど、スムーズにバスに乗車できるような工夫が必要。

その他

わたしたSHIGA輝く国スボ・障スポ(第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会) 輸送・交通業務スケジュール

項目	2017年(H29) 7年前	2018年(H30) 6年前	2019年(R元) 5年前	2020年(R2) (鹿児島大会延期決定)	2021年(R3) 4年前	2022年(R4) 3年前	2023年(R5) 2年前	2024年(R6) 1年前	2025年(R7) 開催年
組織	専門委員会設置 第1回専門委員会	第2回専門委員会	第3回専門委員会	第4回専門委員会	第5回専門委員会	第6回専門委員会	第7回専門委員会	第8回専門委員会 輸送センター開設	交通総量抑制会議 輸送本部設置(発期中) 輸送センター運営
県方針等	輸送・交通 基本方針	輸送・交通 基本計画	輸送・交通 基本計画	会場地市町 輸送・交通業務指針	輸送・交通 基本計画	輸送・交通要項 開・閉会式輸送 基本計画	輸送実施計画 (第1次)	輸送実施計画 (第2次)	輸送実施計画 (最終)
市町方針等						競技会場地市町 輸送・交通基本計画	競技会場地市町 輸送・交通実施要項		
県外参加者輸送関係 調査								来県意向調査 (第二次)	来県意向調査 (最終)
輸送力確保								来県意向調査 (第二次)	来県意向調査 (最終)
全国輸送計画							全国輸送実施計画(検討→策定)		
指定下車駅								指定下車駅決定	指定下車駅 日スボ協報告
交通料金優待・割引							交通料金優待・割引(検討→協定締結→協定発行)		
開閉会式輸送 調査									
開閉会式輸送計画 基本計画→実施計画				開・閉会式輸送計画 (素案)の検討					
指定集合地									
駐車場等利用計画									
輸送力確保									
競技会場地輸送関係 調査									
競技会場地輸送 業務推進指針									
輸送力確保									
交通安全 対策									

**※交通総量抑制会議について**

わたしたSHIGA輝く国スボ・障スポ期間中は県外からも含めて多くの来場者が見込まれ、特に国スボ開会式では選手・監督・役員、観覧者など2万人以上の方が平和堂HATOスタジアムに集まることにより、会場周辺の交通混雑が予想されます。

このため、開催期間中の大会参加者等の安全かつ円滑な輸送の実現を目的として、運輸関係団体、経済・産業団体、交通関係団体、行政、警察等で構成する「交通総量抑制会議」を設置し、各構成員の協力・連携により、交通総量を抑制するための対策(マイカー自粛、広報活動、迂回措置、工事抑制等)を行います。

※細掛け部分が市町が関係する業務



## 參考資料

## 第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 実行委員会 輸送・交通専門委員会 会議公開方針

### 第 1 趣旨

この方針は、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会輸送・交通専門委員会（以下「専門委員会」という。）の会議の公開について必要な事項を定めるものとする。

### 第 2 会議の公開・非公開の取扱

- 1 専門委員会の会議は、原則として公開するものとする。
- 2 次のいずれかの場合にあっては、委員長が専門委員会に諮って会議を非公開とすることができる。
  - (1) 滋賀県情報公開条例第 6 条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項に準じる事項を審議する場合
  - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じるおそれがあると認められる場合

### 第 3 会議の開催の通知

専門委員会は、公開の会議を開催する場合（議題の一部について公開する場合を含む。）は、事務局においてあらかじめ次の事項を記載した会議開催案内を作成し、会議開催当日の 1 週間前まで（緊急に会議を開催する必要があるときは、前日まで）にインターネット上の滋賀県ホームページへの掲載により県民に周知するとともに、報道機関に資料提供を行うものとする。

- ア 開催日時
- イ 開催場所
- ウ 議題
- エ 傍聴者の定員
- オ 傍聴の手続
- カ 議事録等の公表の時期および方法
- キ 問い合わせ先

## 第4 公開の方法等

専門委員会の会議の公開の方法は、会議の傍聴および会議結果の公表の方法により行うものとする。

### 1 会議の傍聴

(1) 会議の傍聴については、傍聴希望者（報道関係者を除く。）の内から委員長が傍聴を許可する。

なお、報道関係者には、公開する会議の取材を認めるものとする。

また、会議の全部を非公開とする場合にあっても、議事に入るまでの間の報道関係者の取材は認めるものとする。

(2) 傍聴者の定員は、10名とする。

ただし、会議場の都合等でやむを得ない理由がある場合には、10名未満の数とすることができる。

(3) 前2項の規定にかかわらず、委員長が特に認める者は、会議を傍聴することができる。

(4) 会議の一部を非公開とする場合、委員長は当該非公開議題の議事に先立ち、傍聴および報道関係者へ会場からの退席を指示するものとする。

(5) 傍聴者は、抽選により決定する。

ただし、会議の開会時刻の20分前までに傍聴を希望した者が定員に満たない場合は、会議の開会時刻まで定員内で先着順により決定する。

(6) 委員長は、公開の会議の秩序を維持するため、必要な定めをすることができる。

### 2 会議結果の公表

公開した会議の結果については、事務局において議事録（非公開の議題については、会議要録）を作成し、原則として1か月以内に滋賀県ホームページへの掲載による情報提供に努めるものとする。

ただし、個人名等公開することが不相当と認められる事項について公開しないこととすることができる。

## 第5 その他

本方針に定めのない事項は、委員長が専門委員会の意見を聴いて必要の都度定めるものとする。

## 滋賀県情報公開条例（抜粋）

第 6 条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令もしくは条例(以下「法令等」という。)の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 2 条第 1 項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役員および職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員および職員、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 2 条に規定する地方公務員ならびに地方独立行政法人の役員および職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職および当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体および地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等または個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公

共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(4) 法令等の規定により、または法律もしくはこれに基づく政令の規定による指示(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条第 1 号へに規定する指示その他これに類する行為をいう。)により明らかに公にすることができない情報

(5) 県の機関ならびに国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定の者に不当に利益を与え、もしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 県の機関または国、独立行政法人等、他の地方公共団体もしくは地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締りまたは試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉または争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 県、国もしくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等または地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(一部改正〔平成 14 年条例 45 号・15 年 18 号・18 年 11 号・19 年 34 号・26 年 66 号〕)

平成25年(2013年)10月31日  
第1回常任委員会決定

〔最終改正:  
令和4年(2022年)4月19日  
第11回常任委員会一部改正〕

## 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会 専門委員会設置規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会会則第13条第4項の規定に基づき、専門委員会の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の種類等)

**第2条** 専門委員会の種類ならびに常任委員会からの付託事項および委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

**第3条** 専門委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

2 委員長および副委員長は、専門委員(以下「委員」という。)の互選により選出する。

3 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

**第4条** 専門委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。

3 専門委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 専門委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員に、事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を専門委員会の議決に代えることができる。

(部会)

**第5条** 専門委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

**第6条** この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 10 月 31 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 8 月 31 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 7 月 31 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 5 月 17 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 19 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

種 類	付 託 事 項	委 任 事 項
総務企画専門委員会	1 総合的な計画の立案に関する事 2 会場地（開・閉会式場および陸上競技会場を除く。）の選定に関する事 3 県ならびに会場地市町の業務分担および経費負担に関する事 4 競技施設の整備計画の立案に関する事 5 他の専門委員会に属さない重要な事項に関する事	1 総合的な計画の推進に関する事 2 競技施設基準に関する事 3 競技施設の整備計画の推進に関する事 4 文化プログラムに関する事 5 他の専門委員会に属さない事項（重要な事項を除く。）に関する事
広報・県民運動専門委員会	1 広報の基本的事項に関する事 2 県民運動の基本的事項に関する事 3 その他広報および県民運動に係る重要な事項に関する事	1 広報の実施に関する事 2 県民運動の推進に関する事 3 大会愛称・スローガン、マスコット等に関する事 4 その他広報および県民運動に係る事項に関する事
競技運営専門委員会	1 第 79 回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）の競技運営に係る計画の立案に関する事	1 国スポの競技運営に係る計画の推進に関する事 2 国スポの競技役員等の養成および編成に係る計画の推

	<p>2 国スポの競技役員等の養成および編成に係る計画の立案に関すること。</p> <p>3 その他国スポの競技運営に係る重要な事項に関すること。</p>	<p>進に関すること。</p> <p>3 国スポの競技用具の整備に関すること。</p> <p>4 国スポのリハーサル大会に関すること。</p> <p>5 国スポの競技記録に関すること。</p> <p>6 その他国スポの競技運営に係る事項に関すること。</p>
全国障害者スポーツ大会専門委員会	<p>1 第24回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）の競技運営に係る計画の立案に関すること。</p> <p>2 その他障スポに係る重要な事項に関すること。（他の専門委員会の付託事項を除く。）</p>	<p>1 障スポの競技運営に係る計画の推進に関すること。</p> <p>2 その他障スポに関すること。（他の専門委員会の委任事項を除く。）</p>
宿泊専門委員会	<p>1 宿泊の基本的事項に関すること。</p> <p>2 その他宿泊に係る重要な事項に関すること。</p>	<p>1 宿泊業務に関すること。</p> <p>2 標準献立および食品調達に関すること。</p> <p>3 その他宿泊に関すること。</p>
医事・衛生専門委員会	<p>1 医事・衛生の基本的事項に関すること。</p> <p>2 その他医事・衛生に係る重要な事項に関すること。</p>	<p>1 医療救護および防疫に関すること。</p> <p>2 食品衛生および環境衛生に関すること。</p> <p>3 その他医事衛生に関すること。</p>
馬事衛生専門委員会		<p>1 馬事衛生に関すること。</p>
輸送・交通専門委員会	<p>1 輸送および交通の基本的事項に関すること。</p> <p>2 その他輸送および交通に係る重要な事項に関すること。</p>	<p>1 全国輸送に関すること。</p> <p>2 総合開・閉会式の輸送に関すること。</p> <p>3 競技会場地の輸送に関すること。</p> <p>4 その他輸送および交通に関すること。</p>



<p>式典・会場 専門委員会</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 式典および開・閉会式会場の基本的事項に関する事</li> <li>2 情報通信施設の整備計画の立案に関する事</li> <li>3 その他式典および開・閉会式会場に係る重要な事項に関する事</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開・閉会式の企画および運営に関する事</li> <li>2 式典音楽に関する事</li> <li>3 式典演技に関する事</li> <li>4 大会旗および炬火イベントに関する事</li> <li>5 開・閉会式会場の管理に関する事</li> <li>6 情報通信施設の整備計画の推進に関する事</li> <li>7 その他式典および開・閉会式会場に関する事</li> </ol>
<p>警備・消防 専門委員会</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警備および消防防災の基本的事項に関する事</li> <li>2 その他警備および消防防災に係る重要な事項に関する事</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開・閉会式会場の警備および消防防災に関する事</li> <li>2 その他警備および消防防災に関する事</li> </ol>